

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第4号

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市庁舎管理規則（平成18年瀬戸市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理責任者) 第3条 <省略> <u>(管理責任者の責務)</u> 第3条の2 <u>管理責任者は、庁舎の使用について規制及び秩序の維持その他管理上必要な事項を行うものとする。</u> (室管理者) 第4条 <省略> 2及び3 <省略> <u>4 室管理者は、課等の管理上必要な事項について、管理責任者に報告しなければならない。</u> 5 <省略> 6 <省略> <u>(守衛)</u> 第5条 閉庁時の庁舎の適正な管理を行うため、 <u>守衛を置く。</u> <u>2 守衛は、管理責任者の命を受けて庁舎の使用の規制及び秩序の維持に従事する。</u> (物品の販売等の禁止)	(管理責任者) 第3条 <省略>  (室管理者) 第4条 <省略> 2及び3 <省略>  4 <省略> 5 <省略> <u>(警備員)</u> 第5条 閉庁時の庁舎の適正な管理を行うため、 <u>警備員を置く。</u>  (物品の販売等の禁止)

第7条 何人も、庁舎において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が庁舎の管理に支障がなく、かつ、市民にとって有益であると認められるもので、特に管理責任者が許可した場合はこの限りでない。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 撮影、録音その他これらに類する行為

2から5まで <省略>

(禁止及び退去命令)

第9条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者（第7条ただし書の規定により許可した者を含む。）に対して、庁舎における秩序の維持のため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から退去することを命ずることができる。

(1)から(10)まで <省略>

(11) 酒気を帯び、又は乱暴な言動で他人に迷惑を及ぼす者

(12) 大声をあげる等著しく静穏を害し、又は乱暴な言動をする者

(13) 正当な理由がなく第12条第1項に規定する閉扉時刻を過ぎても庁舎内にいる者

(14) <省略>

(15) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序の維持及び公務の執行に支障をきたすような行為をし、又はしようとする者

(撤去又は搬出命令)

第10条 <省略>

(損害賠償の義務)

第10条の2 故意又は過失により庁舎の建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに管理責任者に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長にお

第7条 何人も、庁舎において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が庁舎の管理に支障がなく、かつ、市民にとって有益であると認められるもので、特に管理責任者が許可した場合はこの限りでない。

(1)から(4)まで <省略>

2から5まで <省略>

(禁止及び退去命令)

第9条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者（第7条ただし書の規定により許可した者を含む。）に対して、庁舎の管理のため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から退去することを命ずることができる。

(1)から(10)まで <省略>

(11) <省略>

(12) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理及び公務の執行に支障をきたすような行為をし、又はしようとする者

(撤去又は搬出命令)

第10条 <省略>

いて損害を賠償させることが適当でない認めるときは、この限りでない。

(立入制限)

第10条の3 多数の者が陳情その他の目的で同時に庁舎に立ち入ろうとする場合は、管理責任者は、立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は庁舎若しくは構内への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。

2 管理責任者は、庁舎の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入ろうとする者に対し、その目的をただし、又は立入りを禁止することができる。

(喫煙の禁止)

第11条 何人も、庁舎において、喫煙することができない。

(出入口の開閉時刻)

第12条 庁舎建物の出入口の開閉時刻は、次の表に定めるとおりとする。

建物名称	出入口名称	開扉時刻	閉扉時刻
東庁舎	東通用口	午前8時20分	午後6時
南庁舎	正面玄関	午前8時20分	午後6時
	西非常口	午前8時30分(瀬戸市の休日定める条例(平成3年瀬戸市条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する日に限る。)	午後5時30分(休日条例第1条第1項に規定する日に限る。)
北庁舎	東玄関	午前8時20分	午後6時
	西通用口	午前8時20分	午後6時

(喫煙の禁止)

第11条 何人も、庁舎において、指定された場所を除き、喫煙することができない。

(出入口の開閉)

第12条 庁舎建物の出入口を閉じている時間は、次の表に定めるとおりとする。

建物名称	出入口名称	出入口を閉じている時間
東庁舎	東通用口	午後6時から翌日午前8時まで
南庁舎	正面玄関	午後6時から翌日午前8時20分まで
	西非常口	終日(瀬戸市の休日定める条例(平成3年瀬戸市条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する日は、午前0時から午前8時30分まで及び午後5時30分から午後12時まで)
北庁舎	東玄関	午後6時から翌日午前8時20分まで
	西通用口	午後10時30分から翌日午前6時30分まで

<p>2 前項の規定にかかわらず、休日条例第1条第1項に規定する日は、終日庁舎建物の出入口（西非常口を除く。）を閉じるものとする。</p> <p>3 &lt;省略&gt; (閉扉時刻等の出入り)</p> <p>第13条 前条第1項に規定する<u>閉扉時間から翌開庁日の閉扉時間までの間</u>及び同条第2項に規定する日は、庁舎建物への出入りを禁止する。ただし、公務上の必要により入庁しようとする者は、職員にあっては職員証等を提示し、その他の者にあっては時間外庁舎出入簿に所要事項を記載し、<u>守衛</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項ただし書きの規定にかかわらず、午前8時から午前8時20分までの間（休日条例第1条第1項に規定する日を除く。）に、東通用口及び西通用口において入庁しようとする職員にあっては職員証等の提示を不要とする。</u></p> <p>3 <u>守衛は、第1項の規定による承認に際し、次に掲げる場合を除き、これを拒否することができる。</u></p> <p>(1) <u>職員等については、目的及び身分を明らかにした場合</u></p> <p>(2) <u>外来者については、面会先の承諾又は目的が果たされる可能性がある場合</u> (退庁時の戸締り)</p> <p>第13条の2 <u>職員は、退庁の際その課等に属するガス、電気及び水道を完全に閉鎖し、窓等の戸締りをしなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、休日条例第1条第1項に規定する日は、終日庁舎建物の出入口（西非常口<u>及び西通用口</u>を除く。）を閉じるものとする。</p> <p>3 &lt;省略&gt; (閉扉時刻等の出入り)</p> <p>第13条 前条第1項に規定する<u>時間又は同条第2項に規定する日は、</u>庁舎建物への出入りを禁止する。ただし、公務上の必要により入庁しようとする者は、職員にあっては職員証等を提示し、その他の者にあっては時間外庁舎出入簿に所要事項を記載し、<u>警備員</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理について必要な事項は、<u>管理責任者</u>が定める。</p>
---	---

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。